

令和元年度基本評価における一次政策評価の実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項に基づき、警察本部長が行う令和元年度の基本評価（施策評価及び事務事業評価）に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

北海道政策評価条例第6条の規定により、基本評価（施策評価及び事務事業評価）における一次政策評価を実施する。

なお、評価に当たっては、北海道総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げる政策目標の実現に向けて、施策評価と事務事業評価を一体的に実施するものとする。

(1) 施策評価

施策評価の実施に当たっては、総合計画の政策体系に沿って、重点戦略計画などの関連する施策と一体的に推進管理を行うとともに、平成30年度の施策評価を踏まえ、限られた行財政資源の最大限の活用を図る観点から、目標・指標などの具体の根拠に基づき、政策目標の実現に向けた施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

(2) 事務事業評価

事務事業評価の実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。

また、施策目標の実現と、事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点により、前例にとられない意識のもと、施策評価と一体的に点検・検証を行うとともに、改善等を要する事務事業の再構築（スクラップ・アンド・ビルド）を徹底するなど、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図るものとする。

3 評価の対象

(1) 施策評価

総合計画の政策体系に沿って整理した施策とする。

(2) 事務事業評価

令和元年8月1日現在で令和元年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）のうち、前事項の施策を構成し、改善等を要する事務事業とする。

4 評価の単位

(1) 施策評価

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき、総合計画の政策体系に沿って整理され、部等ごとに運用される施策を単位とする。

(2) 事務事業評価

原則として予算事業とするが、当該単位によることが適当でない場合は、必要に応じて分割又は統合することができる。

5 評価の視点

(1) 施策評価

ア 施策目標の達成状況

施策目標の達成状況や達成する上での課題への対応

イ 施策間の連携状況等

関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、警察活動の質の維持向上への対応

ウ 施策の緊急性、優先性

社会情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

(2) 事務事業評価

ア 事務事業の有効性

施策の目標達成状況、国・市町村・民間との役割分担、緊急性・優先性など

イ 事務事業のコスト

施策水準の妥当性、対象・手段、効果的・効率的な予算執行など

ウ 事務事業の執行体制

執行体制の簡素化・効率化、関連事務との集約化など

6 評価の時点

評価の時点は、中間評価とし、令和元年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

7 評価の実施方法

評価は、別に定める調書により実施する。

8 評価結果の反映

評価結果は、次に掲げる事項のほか、総合計画、重点戦略計画など関連する計画及び知事公約の推進管理等並びに警察行政各分野に着実に反映させるものとする。

(1) 予算編成及び執行

(2) 組織機構等の改正

(3) 業務の改善・合理化

9 評価に関する情報の公表

評価に関する情報は、次の方法で公表し、閲覧の用に供するとともに、提供の申出に対しては、これに対応するように努めるものとする。

(1) 道警察ホームページへの掲載

(2) 警察本部閲覧コーナー及び方面本部閲覧コーナーへの備付け

10 評価の充実

評価の充実を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 警察庁等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上に関する調査研究等

(2) 政策評価に関する研修機会の確保や資料配布等による資質の向上

11 道民の意見の取扱い

(1) 評価の実施に当たっては、道警察ホームページ意見要望欄への記載など、道民が意見を述べる機会の確保に努めるものとする。

(2) 道民の意見の評価への反映状況については、適時に9の事項と同様の方法で公表するものとする。

12 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。